

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5％から8％へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8％から10％に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費（人件費以外）に充てることとされています。

令和7年度の地方消費税（社会保障財源化分）の予定収入額及び充当状況は以下のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源化分）

172,593 千円

【歳出】地方消費税（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

1,401,753 千円

（単位：千円）

区 分		令和 7 年度		社会保障 施策費 A－B	財源内訳				
		予算額 A	うち人件費 B		特定財源			一般財源	
					国庫支出金	県支出金	その他		
民生費	社会福祉費	950,069	110,721	839,348	270,021	185,491	85,300	298,536	36,758
	老人福祉費	788,726	38,577	750,149	13,540	73,732	26,976	635,901	78,296
	児童福祉費	1,619,714	591	1,619,123	957,663	326,819	111,659	222,982	27,455
衛生費	保健衛生費	449,517	123,998	325,519	7,427	4,348	69,410	244,334	30,084
合 計		3,808,026	273,887	3,534,139	1,248,651	590,390	293,345	1,401,753	172,593

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）充当額は、各区分の一般財源額で按分